

## 調布市花火実行委員会会則

### (目的)

第1条 ふるさと調布の名物として市民に親しまれている花火を実施することにより、広く市民にうるおいと憩いの場を提供し、調布市の観光振興及び市内消費の活性化に寄与するため、映画のまち調布“夏”花火2015を開催する。

なお、平成27年度は調布市制施行60周年となることから記念開催としての冠をつけ、開催するものとする。

### (設置)

第2条 映画のまち調布“夏”花火2015を実施するため、調布市花火実行委員会（以下「本会」という。）を設置する。

### (組織)

第3条 本会は、本花火の趣旨に賛同する団体及び個人をもって組織する。

### (役員)

第4条 本会に会長、副会長、会計、監事その他の役員を置く。

### (役員を選出)

第5条 役員を選出は、実行委員会において会員の中から選任する。

### (役員の仕事及び任期)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会の活動を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 会計は、金銭の出納に関する事務を行う。

(4) 監事は、会計及び資産の状況を監査する。

2 役員の仕事は1年とする。但し、再任することを妨げない。

### (顧問、相談役及び参加等)

第7条 本会は前条に規定する役員のほか、必要に応じ、顧問、相談役及び参加等を置くことができる。

### (会議)

第8条 会議は実行委員会、役員会及び運営会議とし、会長がこれを招集する。

2 会長に事故あるときは、副会長又は事務局長が前項の会議を招集することができる。

3 会長は、必要に応じ分野別の運営会議を招集することができる。

(審議事項)

第9条 実行委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 実施計画並びに収支予算
- (2) 実施報告並びに収支決算
- (3) 役員を選任
- (4) その他重要な事項

2 実行委員会及び役員会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第10条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 実行委員会に提出すべき議案
- (2) 会則の変更に関する議案
- (3) 実行委員会において役員会に委任された事項
- (4) その他会務の運営について、会長が必要と認めた事項

(開催経費)

第11条 本会の開催経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 有料席の販売収入
- (2) 協賛金
- (3) 補助金
- (4) その他

(会計)

第12条 会計は、出納簿、領収書綴その他の帳簿を備え、常に収支を明らかにするとともに大会終了後、速やかに決算書を作成し、監事の監査を経て実行委員会の承認を得なければならない。

(事務局)

第13条 本会の事務局は、調布市観光協会内に置く。

(事務局長)

第14条 本会の事務局に事務局長を1人置くことができる。

2 事務局長は調布市観光協会事務局長がこれを務める。

(資産)

第15条 資産は次回の花火に引き継ぐものとする。

(雑則)

第16条 本会則の施行に関し必要が生じた場合は、役員会の決議により別に定める。

附 則

この会則は、平成27年4月13日から施行する。